

大和市告示第71号

大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風第15号又は第19号(以下「台風」という。)により被害を受けた本市の中小企業者の事業再建を支援するため、当該事業再建に係る経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、同項第1号から第4号までのいずれかに該当するもの(農業を主たる事業として営む者を除く。)であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 一の大企業者(中小企業者以外の者をいう。以下同じ。)が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有し、又は出資している中小企業者

イ 複数の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上が大企業者の役員又は社員を兼務している中小企業者

(2) 被害施設等 中小企業者が本市内に有する事業所において、台風による被害を受けた施設、設備又は車両をいう。

(3) リース契約 次のいずれにも該当する契約をいう。

ア 原則としてリース期間中の途中解約又は解除ができない契約

イ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第48条の2第5項第5号に掲げる所有権移転外リース取引に該当する契約

ウ 対価がその契約に基づく被害施設等の取得価額並びに利子、固定資産税等の公租公課、損害賠償保険料及び手数料の額の合計額となる契約

エ リース期間が、6年以上であって、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の70パーセント以上(法定耐用年数が10年以上のときは、60パーセント以上)の年数である契約
リース料の支払期間が6年以上の契約であって、当該支払期間において、1年間に4回以上の均等分割払いとなっているもの

カ 親会社、子会社、関連会社又はこれらに準ずるものと締結したものでない契約

キ 第10条又は第13条の規定による実績報告のときに当該契約が継続している契約

(4) リース事業者 中小企業者と被害施設等に係るリース契約を締結している事業者をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、中小企業者が台風による被害を受けた日から令和2年12月25日までに実施する、被害施設等の機能を修繕若しくは購入(以下「修繕等」という。)又はリースにより復旧させる事業とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、当該期間を超えて実施した事業も対象とする。

2 補助事業は、被害施設等を修繕により被災前の状態に復旧させることを原則とする。ただし、修繕不能の場合又はこれに類する状態として市長が認める場合は、その復旧の対象と同一の数量、目的及び用途であることを条件に、購入によることも認めるものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助の対象者は、本市内に存する事業所において、台風による被害を受けた中小企業者(以下「対象者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該被害施設等の復旧に係る他の補助金等の交付を受けていない者

(2) 市税、県税等に滞納がない者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む者でない者

2 補助金は、補助事業を修繕等により行う場合(以下「修繕等の場合」という。)は当該修繕等をする対象者に交付し、リースにより行う場合(以下「リースの場合」という。)はリース事業者に交付する。

3 リースの場合は、当該リース契約において、リース料から補助金交付額相当分が控除される旨の特約が付されていなければならない。ただし、第7条の規定による申請時に現に締結されているリース契約において当該特約が付されていない場合は、第10条の規定による実績報告までに、当該特約を付す旨の変更契約をすれば足りる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に掲げる被害施設等の区分に応じ、それぞれ同表に定める補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、26,660,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、損害賠償保険等により、当該復旧に要する経費が補填されている場合は、補助対象経費から当該補填額を控除した額を補助対象経費とする。

（交付の制限）

第6条 補助金の交付は、一の対象者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 申請者は、市長が別に定める期間内に、修繕等の場合は大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請書を、リースの場合は当該リース事業者と共同で大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請書（リース契約用）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 登記簿謄本

(2) リース証明書

(3) 見積書の写しその他の補助対象経費が確認できる書類

(4) 直近の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類

(5) 第3条第2項ただし書の規定により購入による補助事業を行うときは、当該被害施設等が修繕不能又はこれに類する状態であることを証する書類

(6) その他市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して交付の適否を決定し、適当と認めるときは大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付決定通知書により、不適当と認めるときは大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、リースの場合は、リース事業者に対して交付又は不交付の決定を行い、これを通知するものとする。

（申請内容の変更及び取下げ）

第9条 申請者は、次の各号のいずれにも該当する場合は、第7条の規定による申請の内容を変更することができる。

(1) 前条の規定による交付決定の通知を受ける前に当該変更を行うとき。

(2) 申請者の責めによらない事由により変更が必要と認められるとき、又は当該変更が合理的と認められるとき。

2 前項の規定による変更を行う場合は、大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金変更申請書を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修正等の変更については、この限りでない。

3 申請者は第7条の規定による申請を取り下げる場合は、大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請取下書を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後30日を経過する日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに修繕等の場合は大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金実績報告書を、リースの場合は大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金実績報告書（リース契約用）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写しその他の補助対象経費の支払を証する書類

(3) その他市長が必要があると認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査して補助金の交付額を確定し、大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により交付額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付請求書及び大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金受給に係る同意書を市長に提出しなければならない。

(交付申請及び実績報告の特例)

第13条 申請者は、市長が別に定める日までに補助事業が完了し、かつ、対象者又はリース事業者による補助対象経費の支払が完了している場合に限り、第7条の規定による交付申請及び第10条の規定による実績報告を同時に行うことができるものとする。

2 前項の場合においては、第7条及び第10条の規定にかかわらず、修繕等の場合は大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請兼実績報告書を、リースの場合はリース事業者と共同で大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請兼実績報告書（リース契約用）を、第7条各号及び第10条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 第8条及び第11条の規定は、前項の規定による提出を受けた場合について準用する。

(経営継続義務)

第14条 補助事業者（対象者である場合に限る。）は、補助金の交付を受けた日から5年を経過するまでは、市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（財産処分等の制限）

第15条 補助事業者（対象者である場合に限る。以下第3項までにおいて同じ。）は、補助金の交付を受けて取得した財産のうち、次に掲げるものを、法定耐用年数に相当する期間内に補助事業の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）はできない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全額に相当する額を市に納付した場合又はあらかじめ第3項の規定により市長が承認したときは、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 資産計上された施設、設備等

2 補助事業者は、前項により制限される財産の処分等を行おうとするときは、大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金財産処分申出書を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、補助事業の目的に照らしてその適否を決定し、大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金財産処分承認・不承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。

4 補助事業者（リース事業者である場合に限る。）は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（収益納付）

第16条 市長は、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（関係書類の保存）

第17条 補助事業者（対象者である場合に限る。）は、この要綱に基づき受けた通知及び補助対象経費に係る書類、帳簿等を、交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

2 補助事業者（リース事業者である場合に限る。）は、当該リース契約に係る関係書類等をそのリース期間が満了するまで保存しなければならない。

（様式）

第18条 この要綱で使用する様式は別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がされた補助金について、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

区分		補助対象経費	
		修繕等の場合	リースの場合
施設	事業所、倉庫、生産施設、販売施設等	修繕、建設工事等に要する経費	リース契約に基づく設備の取得価額並びに利子、固定資産税等の公租公課、損害賠償保険料及び手数料の額の合計
設備	資産として計上する設備（資産計上しないもののうち、パソコンその他の電子機器等で業務用のみに使用すると認められるものを含む。）		
車両	業務用のみに使用すると認められる車両		
その他	その他市長が必要があると認めるもの	市長が認める経費	

備考 この表に定めるものに付帯する、復旧に要すると認められる清掃費、撤去費その他の委託費及び貸し倉庫の賃料その他の賃料については、補助対象経費に含めることができるものとする。

別表第2（第18条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請書	第7条
第2号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請書 (リース契約用)	第7条
第3号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付決定通知書	第8条
第4号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金不交付決定 通知書	第8条
第5号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金変更申請書	第9条
第6号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請取 下書	第9条
第7号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金実績報告書	第10条
第8号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金実績報告書 (リース契約用)	第10条
第9号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付額確定 通知書	第11条
第10号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付請求書	第12条
第11号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金受給に係る 同意書	第12条
第12号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請兼 実績報告書	第13条
第13号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金交付申請兼 実績報告書(リース契約用)	第13条
第14号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金財産処分申出書	第15条
第15号様式	大和市被災中小企業者復旧支援事業費補助金財産処分承 認・不承認通知書	第15条